

「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（芸術文化）」事業
業務委託契約に係る公募型プロポーザル方式による選定結果について

- 1 案件名称
令和6年度「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（芸術文化）」事業業務委託
- 2 契約期間
契約締結日から令和6年12月27日まで
- 3 選定した委託予定事業者
有限会社 想造舎
- 4 公募期間
令和6年5月9日（木曜日）から6月10日（月曜日）

5 学識経験者等の意見を聴取する選定委員による審査の結果

(1) 選定委員名簿（敬称略）（五十音順）

委員氏名	役職等
七森 啓太	中小企業診断士
山本 方晶	東住吉区こども会育成連合会 会長
油井 宏隆	大阪城南女子短期大学 教授

(2) 選定委員会の開催日

令和6年7月5日（金曜日）

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務目的及び業務内容の理解度	事業内容について趣旨をよく理解し、的確な考え方が示されている。	15 点
事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性	提案された内容が、具体的に青少年の芸術への関心を高めるに資するものである。	75 点
	提案された内容が、参加者の理解を深める工夫がされているものである。	
	提案された事業実施スケジュールが具体的で実現可能である。	
	独創性があり、多数の参加者が見込める魅力的な内容である。	
事業実施体制	事業を実施するに当たり、必要かつ十分な人員配置と体制を構築しているか。	30 点
	事業を実施するのに必要な実績・ノウハウを有しているか。	
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	提案内容に申請団体の創意工夫が見られ、特色がでている。	15 点
費用積算根拠の妥当性	事業経費見積額が提案内容に対して適当な金額である。	15 点
合計		150 点

- (4) 審査を行った事業者
有限会社 想造舎
公益財団法人 山本能楽堂

(5) 審査の結果（選定委員の評価点の合計点）

審査項目	事業者 A	事業者 B
業務目的及び業務内容の理解度	13 点	11 点
事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性	64 点	54 点
事業実施体制	26 点	24 点
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	13 点	11 点
費用積算根拠の妥当性	13 点	12 点
合計	129 点	112 点

6 付帯意見

- ・より一層の集客に向けて、広報チラシ等に動画視聴用の二次元コードを載せるなど、興味を引くような工夫をされたい。
- ・児童が舞台上で体験する際の安全確保について、十分に留意されたい。